

行政不服審査法に基づく標準審理期間及び審理員名簿について

矢巾町長 高 橋 昌 造

令和3年度における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条に規定する標準審理期間及び同法第17条に規定する審理員名簿を次のとおり定めました。

1 標準審理期間

6か月（これは目安であり、審査請求の内容等によっては、この期間内に終了しない場合もあります。）

2 審理員名簿

所 属	職	氏 名
学校教育課	課長補佐	高 橋 俊 英
企画財政課	課長補佐	高 橋 雅 明
産業観光課	課長補佐	細 川 嗣 人
道路住宅課	係長	阿 部 幸 司
文化スポーツ課	係長	佐々木 龍
子ども課	係長	沼 田 光 徳
福祉課	係長	立 花 敦 志